

令和3年度 第9回平泉町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和3年12月20日（月）13時30分～14時12分
2. 開催場所 平泉町役場2階 庁議室
3. 出席者

区分	議席	職名	氏名	出席	欠席
委員	7番	会長	千葉賢一	○	
	6番	会長職務代理者	石川文士良	○	
	1番	委員	千葉三智枝	○	
	2番	委員	青木慶	○	
	3番	委員	青木長男	○	
	4番	委員	千葉力男	○	
	5番	委員	鈴木正昭	○	
事務局		局長	岩渕省一	○	
		次長	菅原正宏		○
		主任主査	平沢梢枝	○	

4. 総会日程

- (1) 議事録署名人及び会議書記の指名
- (2) 会務報告
- (3) 議案

報告第22号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第23号 農地法第18条第6項の規定による届出について

報告第24号 現状変更届について

議案第30号 農地法第2条第1項に該当しないことの証明願に対する可否決定について

議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第32号 農用地利用配分計画（案）の作成に関する意見について

議案第33号 農業経営改善計画の認定に係る意見について

【 会 議 の 概 要 】

議長：千葉会長
(13時30分開会)

- 議長 ただいまより、令和3年度第9回平泉町農業委員会総会を始めます。
委員総数7名中、7名全員出席。よって、会議は成立しております。
次に、平泉町農業委員会会議規則第13条の規定に基づく、議事録署名人及び
会議書記を議長から指名することに、ご異議ございませんか。
(なし)
- 議長 それでは、議事録署名人には、1番委員、2番委員の両名を指名します。会議
書記には、事務局の平沢主任主査をお願いします。
次に、会務報告について、事務局長より説明願います。
- 岩淵局長 (会務報告の朗読、説明)
- 議長 以上で会務報告を終わります。それでは、本日の議案を上程します。事務局長
説明願います。
- 岩淵局長 (本日の議案件数等を説明)
- 議長 それでは、「報告第22号 農地法第3条の3の規定による届出について」、
事務局説明願います。
- 平沢主任主査 (報告案件の朗読、説明)
- 死亡による相続3件です。
- 議長 次に、「報告第23号 農地法第18条第6項の規定による届出について」、
事務局説明願います。
- 平沢主任主査 (提出議案の朗読、説明)
- 生前贈与のための合意解約1件と所有権移転のための合意解約3件です。
- 議長 次に、「報告第24号 現状変更届について」、事務局説明願います。
- 平沢主任主査 (報告案件の朗読、説明)
- 200平米未満の農機具収納庫等の木造建築による現状変更1件です。しかし、
申請者は、現状変更について十分に理解していなかったため、届け出義務を怠り
建築の着手をおこないません。いま現在、外壁の造作途中で9割方程度の建築が
進んでいる状況です。このことから、作業の中断と厳重注意を口頭でおこないま
した。
- なお、11月26日に現状変更申請と併せて、申請者より始末書の提出があり
ましたことを申し添えます。
- 議長 それでは現地調査をした委員、3番委員。
- 3番委員 12月14日に、4番委員、菅原次長と現地調査を実施しました。事務局から
の説明のとおり、木造で農機具収納庫の建築をしている状況でした。
結果として、田の地目で51.75㎡の農機具収納庫の建築について、他の農地
に及ぼす影響や建築面積等においては問題はありません。
また、委員会として措置及び対応を求めるべきですが、既に申請者から始末書の

提出もあったことから、問題ないかと思われます。

議長 ただいまの「報告第22号から第24号」について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 発言がないようですので、「報告第22号から第24号」を終わります。

議長 それでは議案審議に入ります。「議案第30号 農地法第2条第1項に該当しないことの証明願に対する可否決定について」、事務局説明願います。

平沢主任主査（提出議案の朗読、説明）

2種類に分けて可否決定をお願いします。番号25から番号81は令和3年度農地パトロールにより非農地に該当すると判定され、本人から非農地証明願が出されたものです。番号82から番号84も令和3年度の農地パトロールにより非農地に該当すると判定されましたが、相続人等が不明で通知を出せない土地の分で、関係者から証明願の提出が不可能なため農業委員会総会の議決で処理できる案件と考えます。以上のことから2種類に分けて提案するのものです。

最初に、番号25から番号81の57筆の審議をお願いします。

議長 説明が終わりました。質問等ございませんか。

（なし）

議長 それでは採決を行います。番号25から番号81について事務局提案のとおり可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議長 挙手全員、可と決定します。暫時休憩します。（13：54）

議長 再開します。（13：59）

平沢主任主査 番号82から番号84の3筆です。それぞれ相続人がいない、あるいは相続放棄されているものです。非農地決定できる根拠は14、15ページのとおりでございます。

議長 質問等ありませんか。4番委員。

4番委員 番号82から番号84の3筆については、相続放棄等の判断資料が足りないことから、事務局でまとめてから再審議すべき案件と思われます。

議長 それでは採決を行います。番号82から番号84について事務局提案のとおり可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手なし）

議長 それでは、原案については否と決定します。

議長 次に、「議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請について」、事務局説明願います。

平沢主任主査（提出議案の朗読、説明）

生前贈与1件と賃貸借設定2件で、農地法第3条第2項各号に該当していないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 それでは現地調査をした委員、3番委員。

3番委員 12月14日に、4番委員、推進委員、菅原次長と現地調査を実施しました。所有権9につきましては、農業後継者の子へ生前贈与するもので農地の現況も良

好でした。賃貸借4と5は、田としての貸し借りなので問題ありません。

議長 質疑に入ります。質問等ございませんか。
(なし)

議長 それでは採決を行います。原案に賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)

議長 挙手全員、可と決定します。

議長 次に、「議案第32号農用地利用配分計画(案)の作成に関する意見について」、事務局説明願います。

平沢主任主査(提出議案の朗読、説明)

配分計画5件です。ご審議をお願いいたします。

議長 それでは質疑に入ります。質問等ありませんか。
(なし)

議長 それでは採決を行います。原案に賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)

議長 挙手全員、意見なしと決定します。

議長 次に、「議案第33号 農業経営改善計画の認定に係る意見について」、事務局説明願います。

平沢主任主査(提出議案の朗読、説明)

今回は更新2件の申請ですが、農業所得及び農業用施設、農用地面積等の目標が現行より上回る計画として十分成り立っていると考えます。ご審議をお願いいたします。

議長 質疑に入ります。質問等ありませんか。
(なし)

議長 発言がないようですので採決いたします。原案に賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)

議長 挙手全員、原案のとおり意見なしと決定します。

これをもちまして、令和3年度第9回平泉町農業委員会総会を終わります。ご苦勞様でした。

(14時12分閉会)

【議事録署名】

議長 会長 千葉 賢一 印

署名人 1番 千葉 三智枝 印

署名人 2番 青木 慶 印